

福井市告示第 1 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

なお、字の区域の変更は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による団体営土地改良事業清水畑二枚谷地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 1 8 年 7 月 2 1 日

福井市長職務代理者

福井市助役 東 村 新 一

次の区域を清水畑町 5 0 字河内に編入する。

| 町（大字）                    | 字         | 地番                                      |
|--------------------------|-----------|-----------------------------------------|
| 清水畑町                     | 5 1 字 二枚谷 | 3 6 の 1 の 一 部      3 6 の 2      3 6 の 3 |
|                          |           | 3 6 の 4 の 一 部      3 7 の 1 の 一 部        |
| これらの区域に隣接介在する水路である市有地の全部 |           |                                         |